

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年9月17日（木）15:32～16:06
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 瀬川 雅裕 農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長
峯戸松 勝秀 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室課長補佐
塩沢 明日香 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室検査登録係長
坂内 啓二 農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐（総務班）

<事務局>

- 佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和について
- 3 閉会

○藤原次長 やや時間が押しましたが、特区ワーキンググループのヒアリングをさせていただきます。

最初のセッションでございますが、農林水産省の御担当の方々をお呼びいただいておりますが、前回、提案の中身を事務局の中でもんだときに、委員の方からもぜひこの項目について議論を深めたいという話がありました。提案の内容については御説明済みでございますので、農水省からの回答もいただいている中で、きょうはその議論を深めさせていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいます、ありがとうございます。

それでは、早速これについて御説明をお願いいたします。

○瀬川課長 御要望をいただいております、我々回答も差し上げていますが、改めて農薬取締法の登録制度が一体どういうものかということと、今回の御要望の回答の関係を説明させていただきたいと思っております。

最初、横長のパワーポイントのものを打ち出した資料があると思います。これについて御説明をさせていただきます。

まず1ページ目を簡単に説明しますと、農薬の役割と登録制度の関係が書いてございます。農薬は農産物を安定的に供給するために非常に必要な資材であります、一方で使う目的が殺虫、害虫を殺す、あるいはかびなどを殺菌する。それから、雑草を枯らすといった生理活性を持った物質でございますので、非常に重要な資材であります、安全性の評価の徹底が求められている次第です。特に農薬の場合は農産物に使います。農産物というのは将来、人の食品として一般の消費者の方が口に入れるものですし、工場と違まして農地は一般的に開放系でございます。環境中で開放系の環境で使うということで、人の安全あるいは環境への安全性が厳しく求められるということになります。

登録の制度なのですが、基本的にこの農薬が全ていいということではなくて、どういう使用方法で使われるときに認められるといった制度になっておりまして、使用方法を定めて登録するというのが農薬取締法の基本となっております。

一方で、この使用方法を逆に言うと農家の方が守れば、できた農産物が人に対して安全性に問題がないということが出来ます。すべからく農産物を一々全ての農産物の残留検査をするわけにはいきませんので、むしろその使用方法をきちんと決めて、それを守って人の健康を担保しているというシステムになっているということでございます。

めくっていただきまして3ページ目に、では使用方法は何だというのが書いてございます。簡単に言いますと、使用方法というのはここに書いてありますように散布できる作物、どういう作物に使っていいか。散布する際の農薬の濃度、どれぐらいの濃度でまくものか。あるいは散布時期です。収穫の何日前まで散布が可能か、あるいは散布を何回までしていいといったものは、絶対に守ってもらうといったような使用方法として決まっております。これは例えば食品の安全から言えば、使用する濃度が高ければ農作物に残留する濃度が高くなる可能性がありますし、収穫前、苗のときにまくのと、実際に実がなっているときにまくもの、これによって例えば収穫物にどれぐらい残留するか変わってきます。それから、散布の回数が多ければ残留の濃度が高くなるという可能性がありますので、人の健康に対して重要な指標が、この使用方法として定まっているという形になります。

戻っていただきまして、この農薬の登録ですが、先ほど言いましたように右側に農薬メーカーからまずこういう使用方法で使いたいということで、先ほど言いました4つのポイント、どの作物に使うか、どの濃度で使うか、いつ使うか、何回使うかといったような使用方法の案が出てきまして、これに基づいて人の健康に問題がないか、あるいは環境への

影響が懸念されないかといったようなことを食品安全委員会、厚生労働省、これは主に食品の安全性を担当する部局ですが、環境省は主に公共用水域の水質に問題がないかどうかチェックするところですが、こういう機関を経まして問題がないといったもののみ登録ができるという形になります。その際に例えば使用方法は、この濃度で使わなければいけない。あるいはどの作物に使っていいといったようなこともあわせて決まりまして、使用方法が確定したもののみが登録されるというシステムになっているということです。

ですから、例えば除草剤のAというものがあって、全ての作物に使っていいという登録ではなくて、まさに食品の安全から見て、あるいは環境の影響から見て、さらに言うと実際にまく人もいますので、まく人の安全性から見て問題がないものだけが登録されるというシステムになってございます。

今回、御要望がありました無人ヘリコプターの関係ですが、使用方法として見るとどうなるかということが4ページ目にまとめてございます。ここに書いてありますように、無人ヘリコプターというのは積載される薬剤の重量に制限がありますので、地上散布に比べて高い濃度で散布することが一般的です。普通の地上防除に比べて100倍ぐらいの濃度でまきますので、先ほど言いました使用方法のうち、使用濃度が顕著に違うということになります。これによって例えば実際に農薬をまいた場合に作物に本当に被害が出ないかどうか、あるいは残留量から見て人の健康に問題のおそれがないかどうか、こういうことをデータをもって確認をして登録されるという形になっております。

要望の中では、地上防除にあるものについて、そのまま使用量が同じであれば使えないかということですが、基本的に使用方法を定めて安全性を確認したもののみを登録しているというのが農薬取締法の中で根幹となる制度でございますので、御要望にお応えするのは非常に難しいのかなと考えております。特に農産物、一般の消費者に渡るものでございますので、その安全性が確保されるかどうか、それから、実際につくった農産物が食品衛生法に基づく残留基準値を超えてしまわないかどうかということについて確認をしないと、せっかく農家の方が使っていただいても実際には残留が多くて、食品衛生法の基準値を超えて流通できないということになってしまいますと、そもそも農業生産をやっていく本末転倒になりますので、こういう点はきちんと確認した上で登録をしていく必要があると考えております。

それから、補足で何点か説明させていただくと、要望書には三、四年の長い期間が必要だということが書いてありますが、申請から実際に三、四年かかることは例外的なケースを除いてはほとんどありません。通常であれば1年以内、長いものであっても2年ぐらいの中で登録がとれるという形になっておりますし、今回、実証実験ということですので、実験用途につきましては登録をとらなくても、実際には使用できるということになっていることを補足としてつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

これは事務局に伺いたいのですけれども、実験ということはどの程度の期間の実験なのでしょうか。

○藤原次長 提案内容を今、お出ししようと思っていたのですが、そこはどうなっていますか。用意してください。

○八田座長 それから、今おっしゃったものについて言えば、作物への残留というのは少なくとも当省においてこういうヘリコプターでまくことと残留との関係はどうかというのは、ここではチェックしろということは言えますね。最初にね。そして、それを悉皆でやるのか、サンプル調査でやるのかは別にして、それは従来そういう知見がないならば、その作物への残留はチェックすればいいということではないですか。

○瀬川課長 登録の中で先ほども作物残留濃度というのは、まさに実験によって濃度を出していただいて、それをもとに評価をして登録をしているわけです。ですから、そういうデータを持ってきて登録していただくという形になります。実際に残留濃度の実験は実際に登録する中でもやっていますので、そういう実験をするときには登録がそもそもありませんので、通常のメーカーさんでも登録をする前に実験をして登録をとっていただいているという形になっております。

○八田座長 わかりました。ここは特に制約にならないですね。ちゃんとやるならばね。もちろん残留が多ければそんなものはやらないほうがいい。

それから、薬効が十分に発揮できないというのは、これは当事者の責任ですね。せっかく金をかけてヘリコプターを雇って何も効果がなかったら、それはしょうがないですね。

○瀬川課長 一方で、特に農薬の場合は非常に厳しい規制がかかっているのは、環境中で使うということなのです。開放系の環境中で使います。例えば薬効がないのに使うということは、必要がないのに生理活性を持った物質を単に目的を持たずにばらまいているという形になってしまいますので、我々としては薬効というのは必要があるから農薬の使用を認めているので、効果を果たせない化学物質を開発して環境中にまいていくということは、化学物質の管理の仕方として適切ではないと考えています。

○八田座長 しかし、余りそれを長いことやるのは非合理的ですね。当事者が金をかけて何も効果がないものをやるというのは合理的で、これは放っておいたって自然に淘汰されますね。

○瀬川課長 我々はずっと試験をやり続けるということではなくて、多分この実証の中でもデータをとっていかれるのだと思うのです。ほかの会社も皆さん同じなのです。実際にはまいてみて、効果があるかどうかを検証した上で、効果がある濃度が決まるということです。その濃度が決まったときに安全性に問題はないかといった形でやりますので、実際に効果を見るのと、どの濃度で使うか。どの濃度で使えば安全かどうか。これは一体的なものだと考えております。

○八田座長 無駄に空中散布すべきではないという点はわかりました。私が言いたいのは、薬効が十分発揮できているかどうかということは、規制をしなくても自然淘汰で起きるで

しょうという、それだけのことです。

○瀬川課長 ただ、農薬取締法の中で先ほども申し上げたように、効果がないものは登録をしないということで、当該農薬の参考で資料をつけさせていただきましたが、農取法の抜粋の中で2ページに当該農薬の薬効が著しく劣り、農薬としての使用価値がないと認められるものは、農薬登録をしないという規定になっているということでございます。

○原委員 規制としては余計な規制という気がしますね。

○八田座長 次に、使用する人への影響。これはチェックする必要があるのだろうと思いますが、これについては100倍の濃度の場合には、普通は特別な措置を講ずるのですか。何か義務づけるのですか。防護服をつけろとかそういうようなこと。

○峯戸松課長補佐 それにつきましては、実際に農薬の成分で毒性試験を実施しまして、散布するときの濃度から使用者がどれぐらいばく露するかということを試算して決めますので、例えば毒性が弱いものであれば濃度が100倍になっても特段の防護装備は要らないかもしれませんし、もし必要があればマスクをしなさいとか、めがねをしなさいとか、そういうものを製剤ごとに、これは使用方法からまく濃度が決まりますので、それを見て注意事項としてつけているという形になっております。

○八田座長 そうすると、このように考えてよろしいでしょうか。基本的には実験段階を飛ばして、こんなものを認めるわけにはいきませんよ。でも実験はできるのだから、そこでこういう3つのことについてチェックして調べなさい。そうしたら、それは登録できます。ただし、そのプロセスに時間がかかるということが問題だとしたら、それはかなり早くやります。そういうことですか。どっちみち早くやっているのですね。そういうことなのですね。

それが御意見のまとめだと思うのですが、では、原委員、何か御指摘はありますか。

○原委員 この提案の内容は、今まとめられたようにスピーディーに実験ができればいいということでしたか。もう一回確認をしておきたいのですけれども。

○富田参事官 提案の内容は、無人ヘリコプターによる農作業効率化実証実験という名目のもとに、無人飛行ロボットによる防除対象作物の拡大の可能性を検証するというところで実証実験をしたいという申請です。

○八田座長 ここに申請から使用可能になるまで三、四年もの長い期間と、1剤当たり数十万の費用が必要であると書かれています。これが無人飛行ロボットの農薬活用促進の障害となっている。だから使用可能になるまで三、四年もの長い期間がかかるということと、先ほどおっしゃったマキシマム2年ですということ、それから、数十万の費用がかかるということ。その2点ではないでしょうか。

○原委員 費用はどのような形にかかるのですか。

○瀬川課長 作物残留試験ですと、例えば先ほど言いましたように、この濃度でまいてみて、実際に収穫物にどれぐらい残留するかというものを持ってきて分析をしなければいけません。そういう作物残留試験というものがあるのですけれども、そういう分析とか、あ

るいは試験圃場を借り上げるとか、そういうものでいろいろな試験費用がかかってくるという形になります。

○原委員 それは事業者さんが負担をして結果を出す。

○瀬川課長 無人ヘリにかかわらず、事業者が負担をしてデータを出して、それに基づいて我々が評価をするという仕組みになっています。

○八田座長 似たような農薬が似たような条件で使われる前の実験があったら、それは活用するのですか。

○峯戸松課長補佐 そのとおりです。実際に例えばこれは無人ヘリにかかわらずなのですが、既に登録されている、認められている使用方法を少し変えたいというときは、全くゼロというわけにはいかないのですけれども、新しい使用方法で効果があって安全かということを確認するための試験が必要ですが、試験の数を減らすとか、そういったことはしております。

○八田座長 そうすると、パイオニアは物すごく高い費用負担をしなければいけなくて、その後続く人は割と楽だという状況ですか。

○瀬川課長 ただ、剤によって特性が違いますので、例えば分解しやすい剤とかありますので、同じ剤でやっている場合についてはということで、多分同じ剤を開発している人は無人ヘリコプター用の剤を開発するのは同じだと思いますので、そういう意味では同じ会社の方が自分が過去に出したデータを使える部分があるという形になるのだと思います。

○原委員 基本的なところを理解していないかもしれないです。これは農薬メーカーさんが登録をするわけですね。

○瀬川課長 国が登録をいたします。

○原委員 登録申請は農薬メーカーさんがして、こういう使い方で使うことについての登録をするというのを1回やると、そこはいろいろな農家さんがどこでも使えるようになる。その使い方でやると理解していいわけですね。

初歩的なところでもう一個お伺いしたいのが、作物と濃度と時期と頻度になっているのですけれども、これは量というのは関係ないのですか。

○瀬川課長 今回、無人ヘリコプターでまく剤というのは大体液体のものをまくのです。液体のものは濃度が重要になってきます。あと、例えば地面にまく粒剤とか、そういうものはむしろ濃度はありませんので、どれぐらいまくか、量というのが重要になってくるのですが、液体については付着をしますので、付着する液の濃度がどれぐらいかということで、残留濃度に大きく影響があるということです。

○原委員 だからどのぐらい、量をたくさんまいても関係ないわけですか。付着をする量というのは。

○瀬川課長 一般的に農家の方、余分にまきませんので、基本的なまき方をする量でまいていただければいいと考えております。

○原委員 そうすると、地上散布かヘリコプターでまくかというのは、単に濃度の問題で

あって、仮にヘリコプターで何度も何度も飛ばす前提で、同じ濃度でやっている分には別に構わないわけですね。

○瀬川課長 そうですね。その場合、確かに効果ですとか薬害とか、残留は余りそういう事例がないので検討していませんけれども、かなり簡略化できるのではないかと。ただ、環境面だけは高いところからまくという要素ですので、改めて高いところからまきますと畑以外のところにも飛散をしやすくなりますので、例えば河川のほうに飛んでいってしまう農薬の量がふえますと、その量で魚とかに悪影響がないかというのを評価しないといけません。その評価は必要ですけれども、簡略化はできるかと思えます。ただ、同じ濃度でまくと既存の登録されている農薬を地上散布の濃度で考えると、今のヘリコプターに1回積める量でまける範囲は多分10メートル四方とか、それぐらいになってしまうと思えます。

○原委員 まき方というのは、地面でまくとか、上空からまくというのも全部使用方法の中に書かれるわけですか。

○峯戸松課長補佐 製品のラベルには書いております。

○原委員 それは地上かヘリコプターかぐらいの区別でなされる。

○峯戸松課長補佐 有人ヘリコプターとかの航空散布というものと、無人ヘリコプターの散布と、実際に人が地面でまく方法というもの、高さによる区分はその3種類がございます。

○原委員 もう一つは、実験であれば構いませんということでしたが、実証実験の実施というのが先ほどの1年とか2年とかかかるものということですか。

○瀬川課長 実験のデータをいただいてから、実際にそのデータが適切であるかどうかというのを我々は審査をしなければいけませんし、必要によっては先ほども図がありましたけれども、環境省、厚労省に残留濃度などの基準値の見直しをしていただかなければいけない可能性があります。そういうものも含めまして登録の申請が、データがそろいましたよと言ってから長いもので2年以内、短いものでもし余り変更が必要でないものは1年以内、9カ月ぐらいで登録になるということがございます。

○原委員 質問の仕方が、頭の整理が十分できていなかったかもしれないのですが、実験をするに当たって多分その農薬メーカーさんからすると、これが効果があるかどうかという実験と、まさにここでされるような安全性についての実験と両面を含んでいて、前者についての実験と恐らく同時並行でやっていくのだらうと思えますけれども、その実験をやっている分には構わないということですね。それは何か実験ですということについての登録か何かをされるのですか。

○瀬川課長 実験に当たって認可の必要とか、そういうことはございません。

○原委員 実験ですと自分で言っている限りは構わない。

○瀬川課長 ただ、実験ですので当然先ほど言いましたようにどれぐらい残留するかわからないわけですね。そうすると、その食品を、例えば収穫物を売らないでくださいと言わないと、実際に安全性の確認がされていない農産物が流通することになりますので、実験に

当たっては例えば収穫したものをきちんと管理をすることとか、そういうものは指導の中でやらせていただいているところでございます。

○原委員 わかりました。そうすると、これはだから先ほどの提案内容との関係で言うと、ここで言われているような実験自体は別にやろうと思えばできます。それは別に三、四年かかりません。コストはどの程度かかるのかは事業者さん次第ということですね。

それと、もう一回規制の枠組みのところに戻ると、登録申請をする人がコスト負担をする仕組み。いろいろな安全規制を考えたときに、どちらがコスト負担をするのか。要するに認める側がするのかどうかというのは物によって違うと思いますけれども、この規制について事業者側でコスト負担をするというのは、どういう頭の整理になっていると考えたらいいですか。

○瀬川課長 登録をすることによって販売が可能になるということです。農薬の場合は日本だけでなく、開発者が負担をして、それで安全性を確認してもらったものを流通に乗せるというのが一般的でございます。

○原委員 食品であれば国で負担するのではないかと思うのですが、ではないですか。

○瀬川課長 食品の安全性を国が登録とか、そういう審査をするようなシステムにはなっていないと思います。

○原委員 物によってありますね。

○坂内課長補佐 基本は農薬メーカーさんが自分たちでいろいろ試験をして、それで登録をするわけなのですが、それは農薬メーカーさんがいろいろな薬剤を持っています、それをこれがいいですよ、悪いですよ、効きますよということで申請をして、国の側は何をするかというところと独立行政法人のFAMICというところがあるのですが、その場で本当に提出されたデータがちゃんと大丈夫かどうか。食品の安全性の観点だと食品安全委員会になりますけれども、そういったところを出されたものを出そうかどうかという判断をコストをかけて、そちらのほうでチェックをするという国の場はあります。

メーカーさんのほうは人間の飲むお薬もそうだと思うのですが、いろいろ新しい新規薬剤を開発するときに、自分たちで費用を、お薬の場合だと何億という物すごいお金がかかると思うのですが、そういった形で開発をして、それで出しているという流れなので、基本的にはそういった形でやっています。

○原委員 なるほど。薬なんかに近いということですね。

そのときに先ほどの八田座長が言われたところに戻っていきますけれども、恐らく農薬メーカーさんが自分で効果が出るかどうかというのはおよそ当然にチェックをされるはずであって、効果のないものを売ることはおよそ彼らにとっても商売にならないはずなので、そんなのはしないと思うのですが、そのときに仮に今の規制で薬効があるのかどうかとか、使用価値があるのかどうかといったところまで提出を求められて、それによって余計なコストがかかっているとしたら、その部分は排除してあげることがあり得るのではないかと思うのですが、そういう可能性はあるのでしょうか。

○瀬川課長 先ほどそもそもの前提で、我々は使用濃度で薬効と書いております。例えば同じ薬剤でも虫によって、この濃度だったら効くけれども、これは例えばアブラムシには効かないとか、そういうものがありますので、そういう意味でそれぞれの薬効を確認しているということでございます。同じ濃度で薬効が認められているものについて、新しく別に薬効のデータが完全に一から必要だということにはならないというのは、先ほど担当のほうから説明を差し上げたとおりです。

○原委員 ただ、まき方の濃度によって薬効があるのかどうか。濃度が変わったときにそれが求められるわけですね。

○瀬川課長 例えば濃度が薄くなったときに本当に効くのか。一方で逆に濃度が高くなると薬害が出る可能性が高くなります。薬害というのはつまり作物自身に害が出てしまうという形がありますので、そういう濃度が変わったときに薬効、薬害のデータを我々は求めているということです。

○原委員 いずれにしても効果があるのかどうかということについては、これはデータで農薬メーカーさんで、規制があろうがなかろうが当然に検証しているのだらうと思うのですが、それがそういう通常のデータを出せば構わないということになっていると理解してよろしいですか。

○峯戸松課長補佐 そうですね。さらに資料では薬効があるか薬害があるかと2つ書いています。それで薬害があるか、薬効があるかも同じように作物にまいてみないとわからないので、1つの試験で複数のデータをとることもできますので、例えば濃い濃度でまきますというときに、当然害が出ないかどうかというのは確認をしないとけないと思うのですけれども、その試験で同時に薬効を見ることもできますので、そういう形で可能な範囲で負担を軽減していくことは今も進めているところです。

○原委員 結果的には薬効があるかないかは農薬メーカーさんでチェックをしているから、別に追加的な負担にはなっていませんということになるかもしれませんが、一方でルールとして見たときには、何かこんなものは規制としては余計なお世話ではないですかと。

○八田座長 例えば後で薬効が全くないということがわかりました。そういうときには取り消しますよというのはあってもいいと思うのです。要するにお客さんをだましていた。それはあってもいいと思うけれども、全て時間がかかり、コストがかかるのならば、基本的には不必要な規制はなしにしたほうがいいのではないですか。

○瀬川課長 そもそも農薬取締法ができた経緯は非常に古い法律なのですが、もともと品質が悪い農薬がたくさん出回っていて、それで農業者がきちんと効果があるものを農業者に提供していくといったようなものが過去非常に古いときのものです。そういう意味でまずきちんと効くものであって、農業者がそれを使ったときに経済的に不利益が出ないといったものも法目的の1つの重要な柱でございますので、効果というものを見ているということです。

○八田座長 医療用のお薬の効果は簡単にわからないけれども、農薬の効果はわかるだろ

うと思っていたけれども、それは間違いで、農薬の効果もなかなかいろいろ厳密にチェックしないとわからないわけですね。

○瀬川課長 非常にたくさんの化学物質がありまして、それぞれ作用点でこういうところは効くだろうというのは、メーカーが開発しているときに考えながら開発していますけれども、実際に現場でこういうまき方をしたときに効くかどうかということを担保する仕組みが必要だと考えています。

○原委員 歴史的にそういう規制が必要であったのだろうというのは大変よくわかったのですが、ただ、規制の種類としては少し古くて、恐らく最近は使われる側もどの程度効くのかとか、もっと求められるのではないかと。これは効きます、効きませんということをおか×かというよりは、試験成績はどんなことで、どういうまき方をしたらどう効くのかという情報の開示を求める方向にだんだん動いてきているというのが、農薬の分野以外にも含めた社会のマーケット全体でのニーズだと思うのですが、そういう方向には農薬メーカーさんは動いていないのですか。そういったデータを開示する。さらに言えば規制についても本当は試験成績を開示したら、別にそれであとは使う側の判断なので売っていいではないですかというような規制の体系に切りかえていくというのもあり得ると思うのです。

○八田座長 しかもこれは地面でやって効果があると認められている農薬なのです。それをただ上からまくかどうかだけの違いですからね。

○峯戸松課長補佐 その点で言いますと、確かに量が少なくなってちゃんとまけるかどうかという点になりますので、先ほどお話ししました薬効、薬害は同じ試験で見ることが出来ますので、どちらかというとも1つの試験で2つを見ているうちに、この無人ヘリコプターの場合はどちらかというとも薬害をさらに重視して見ているという形になるかと思えますので、余りこれをもって何か負担がということはないかと思えます。

情報の開示ですけれども、個々の農家の方にどれだけ農薬メーカーが、これはなかなか細かいデータをお見せしても評価していただくのは難しいかと思えます。指導者のほうには技術資料などは出している場合はあるかと思えますが、確かに義務づけにはなっておりませんので、これはメーカーが販売促進の過程でやっていることはあるかと思えます。

○八田座長 そうすると、提案者と当局の認識で一番矛盾しているのは、提案者は3年、4年かかる。当局はそんなことはないよ。結局そこですね。

○原委員 きょうのお話で大分わかってきたので、それで提案者さんにももう一度、どこが本当のところ困りますかと。

○八田座長 そうですね。そういうことでしょうか。では、提案者と相談してみます。どうもありがとうございました。